

山梨食肉流通センター施設整備関係補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、株式会社山梨食肉流通センター（以下「センター」という。）が食肉流通体系の近代化を図り、もって畜産振興に寄与することを目的として行う食肉処理関連施設整備に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業、補助対象経費及びその補助率)

第2条 この補助金はセンターに交付するものとし、補助対象事業、補助対象経費及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 センターは、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに、補助金交付申請書（別記様式第1号）を、知事に提出しなければならない。

2 センターは、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）によりセンターあて通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金を交付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、別表に定める重要な変更以外の変更を除く。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (5) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払により交付することができるものとする。

2 センターは、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第5号）を知事に提出するものとする。

(実績報告)

- 第7条 センターは、補助対象事業が完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 2 センターは、第3条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、前項の規定により実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 センターは、第3条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 4 センターは、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、返還を命ぜられた日から25日以内で、知事が別に定める日までに県に返納しなければならない。
- 5 センターは、補助金の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第8条 知事は、前条の規定による実績報告の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（別記様式第8号）によりセンターあて通知するものとする。
- 2 知事は、センターに交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 センターは、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、返還を命ぜられた日から25日以内で、知事が別に定める日までに県に返納しなければならない。
- 4 センターは、補助金の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第9条 知事は、第5条第2号の補助対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
- (1) センターが、法令又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) センターが、交付決定を受けた事業以外の用途に補助金を使用した場合
- (3) センターが、補助対象事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
- (4) センターが交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 センターは、前項の返還を命ぜられた場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第10条 センターは、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産においては、減価償却資産

の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。また、これらの財産については、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

2 センターは、前項の承認を受けようとするときは、財産処分申請書（別記様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として行使した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

第11条 補助事業に関する帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第10条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分申請書（第10号様式）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

（その他）

第12条 規則及びこの要綱で定めるもののほか、補助事業の遂行に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則 平成15年4月1日から施行する。

附則 平成15年11月20日から施行する。

附則 平成19年8月7日から施行する。

附則 平成21年6月18日から施行する。

附則 令和6年4月1日から施行する。

附則 令和8年7月23日から施行する。

別表

補助対象事業 の内容	補助対象経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
施設整備事業	センターが施設整備を行うために要する経費 1 工事請負費 2 備品購入費 3 その他知事が必要と認めるもの	定額 （ただし、センターが国等の補助を受ける場合には、補助対象経費から当該補助金相当額を控除した額を限度とする。）	経費の費目間の20%を超える増減	事業の新設又は廃止

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名



年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金交付申請書

年度において次のとおり事業を実施したいので、山梨食肉流通センター施設整備関係補助金交付要綱第 3 条第 1 項の規定により、補助金 円の交付を申請する。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容、経費の配分及び経費の負担区分

(円)

事業の内容	事業量	負 担 区 分		備考
		県 補 助 金	そ の 他	
合 計				

- 3 事業完了予定年月日
年 月 日

- 4 収支予算
(1) 収入の部

(円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	差引増減	備 考
山梨県補助金				
合 計				

(2) 支出の部

(円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	差引増減	備 考
合 計				

5 添付書類

- ・ 全国団体へ提出した補助金交付申請書の写し
- ・ 全国団体からの補助金交付決定の写し

※なお、押印は省略しても差し支えない。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

殿

山梨県知事



年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金交付決定通知書

年 月 日付け第 号をもって申請のあった 年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金については、同補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付決定します。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助対象事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助対象事業の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助対象事業について、次のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助対象事業の補助対象経費において、費目間の20%を超えて増減させる場合
 - イ 事業の新設又は廃止させる場合
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 同補助金交付要綱第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助対象事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助対象事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助対象事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助対象事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金変更承認申請書

年 月 日付け第 ー 号で補助金の交付決定のあった 年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金について、次のとおり変更したいので、山梨食肉流通センター施設整備関係補助金交付要綱第5条第2号の規定により申請する。

1 変 更 理 由			
2 変 更 内 容			
3 補助対象経費等	変更前	補助対象経費 円	既交付決定額 円
	変更後	補助対象経費 円	—

- (注) 1 添付書類については、別記様式第1号の様式に準ずること。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対象できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事項については、省略する。
- 2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

※なお、押印は省略しても差し支えない。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名



年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を中止（廃止）したいので、山梨食肉流通センター施設整備関係補助金交付要綱第5条第2号の規定により、申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
(できるだけ具体的に記入すること)
- 2 中止（廃止）の内容
- 3 中止（廃止）の期間

※なお、押印は省略しても差し支えない。

別記様式第 5 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名



年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金概算払請求書

年 月 日付け第 ー 号で交付決定のあった 年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金について、山梨食肉流通センター施設整備関係補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり概算払の請求をする。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

(円)

補助金交付 決定額（１）	既 概 算 払 交付額（２）	差 引 額 （１）－（２）	今 回 概 算 請 求 額	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

- （１）現 金 指定金融機関名
（２）口座振替 振込先金融機関名
預金種別（当座・普通）
口 座 名
口座番号

※なお、押印は省略しても差し支えない。

別記様式第 6 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金実績報告書

年 月 日付け第 ー 号で交付決定のあった 年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金については、次のとおり実施したので、山梨食肉流通センター施設整備関係補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、その実績を報告する。
(なお、併せて精算額 円の交付を請求する。)

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容、経費の配分及び経費の負担区分
(記載要領は別記様式第 1 号に準ずること。)

3 事業完了年月日
年 月 日

- 4 収支精算
(1) 収入の部

(円)

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比 較		備 考
			増	減	
山梨県県補助金					
合 計					

(2) 支出の部

(円)

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比 較		備 考
			増	減	
合 計					

5 添付資料

6 支払の方法

- (1) 現 金 指定金融機関名
- (2) 口座振替 振込先金融機関名
- 預金種別（当座・普通）
- 口 座 名
- 口座番号

※なお、押印は省略しても差し支えない。

別記様式第 7 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金の
仕入れに係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった 年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金について、同補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 山梨県補助金等交付規則第 1 3 条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付け第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

※なお、押印は省略しても差し支えない。

別記様式第 8 号

番 号
年 月 日

殿

山梨県知事 印

年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金の額の確定通知書（通知）

年 月 日付け第 号で交付決定した山梨食肉流通センター施設整備関係補助金の額については、同補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により次のとおり確定します。

確定額	円
概算払済み額	円
精算払額	円
返納額	円

※なお、押印は省略しても差し支えない。

別記様式第 9 号

事業実施年度		年度		補助事業名													
事業種類	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目 (事業細目)	事業主 主体	工種構造 施設区分	施行箇所 又は設置 場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業 費	負担区分				耐用 年数	処分制 限年月	承認 年月日	処分の 内容	
									国庫等 補助金	県費	市町村 費	その他					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 10 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名



財産処分申請書

年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、山梨食肉流通センター施設整備関係補助金交付要綱第 10 条第 2 項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

※なお、押印は省略しても差し支えない。